

第5章 若者の社会的自立

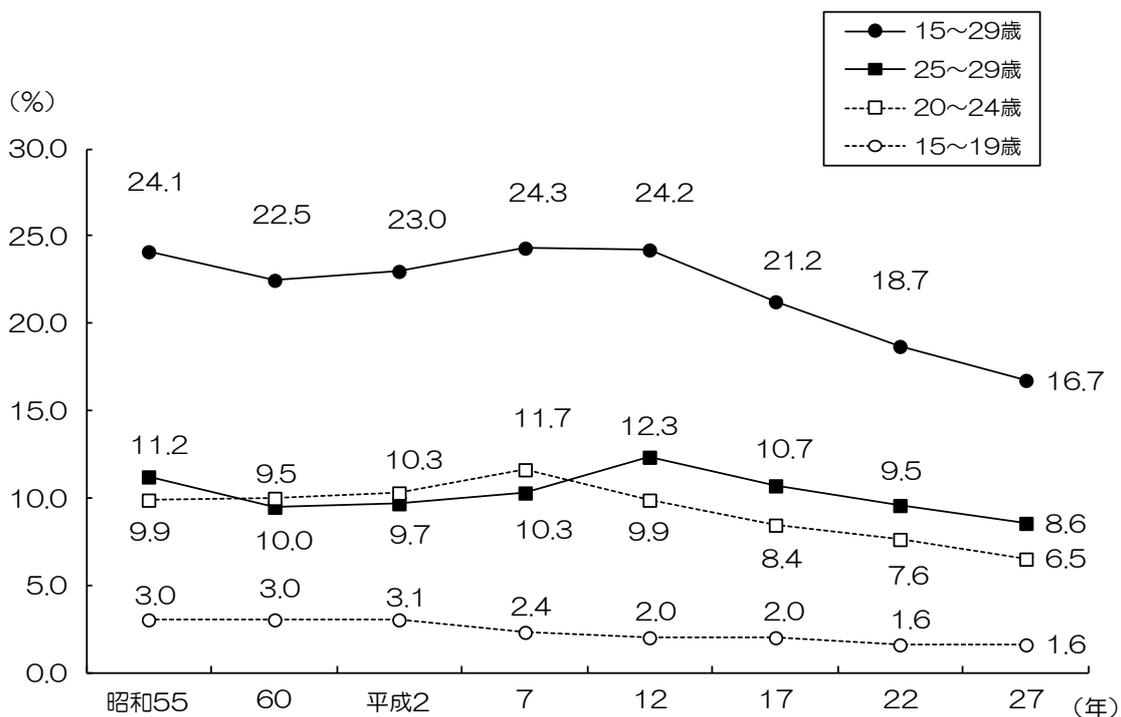
第1節 若者の労働

1. 労働力人口

平成27年の滋賀県の若者人口（15～29歳）は、205,110人で、このうち労働力人口は117,556人（57.3%）となっており、その内訳は、15～19歳が11,484人、20～24歳が45,916人、25～29歳が60,156人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口（15～29歳）の割合は、昭和55年から平成12年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成17年以降は減少傾向にあります。平成27年の割合は16.7%で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が1.6%、20～24歳が6.5%、25～29歳が8.6%となっています。

第5-1-1図 総労働力人口に占める若者労働力人口の割合の推移



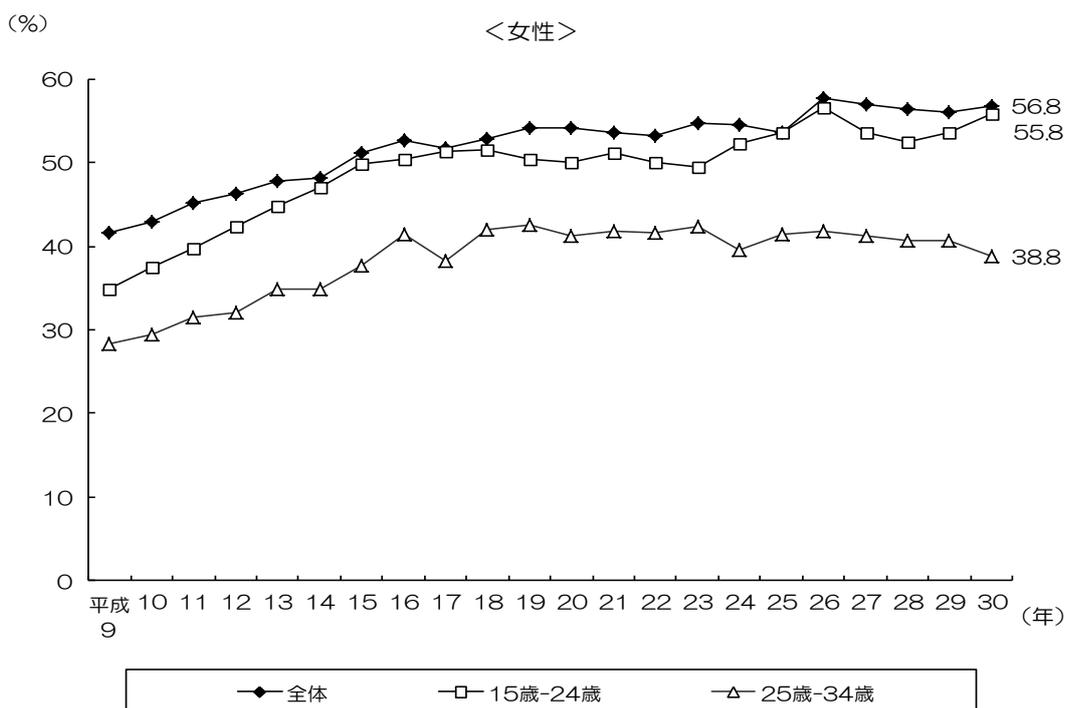
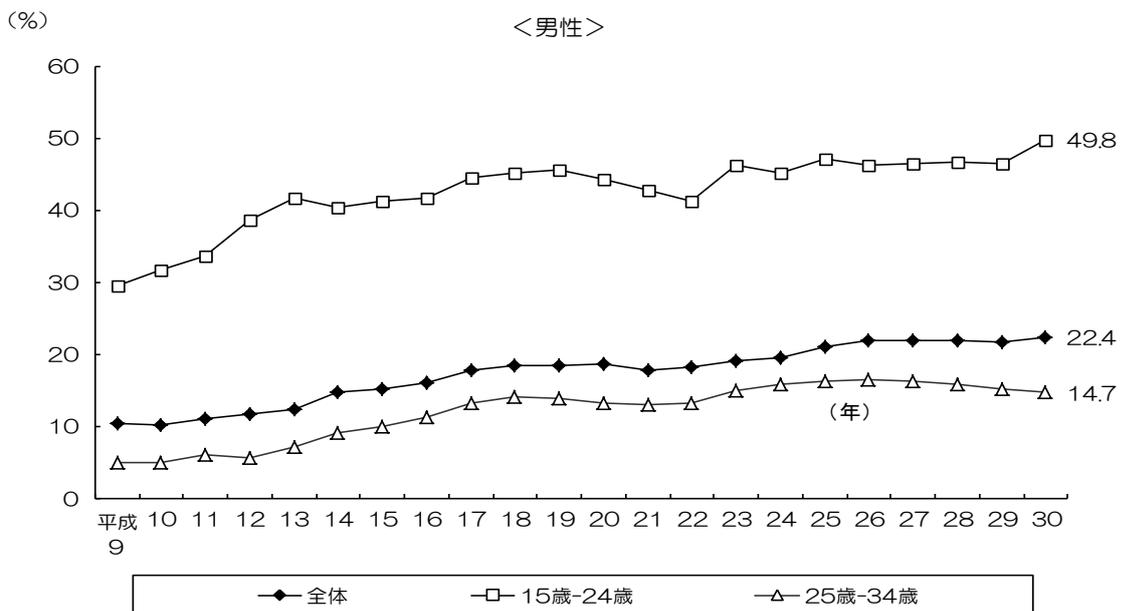
(資料) 総務省統計局「国勢調査」より

2. 雇用形態の状況（非正規雇用者比率の推移）

全国ベースで平成9年と平成30年の男性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、10.5%から22.4%、29.6%から49.8%、5.1%から14.7%と大きく増加していますが、近年は横ばいとなっています。

同じく、平成9年と平成30年の女性の非正規雇用者の比率を比較すると、全体と15歳から24歳、25歳から34歳の年齢では、それぞれ、41.7%から56.8%、34.9%から55.8%、28.4%から38.8%へと増加していますが、こちらも同じく近年は横ばいとなっています。

第5-1-2図 非正規雇用者の比率の推移（全国）



3. 産業別就業状況

平成 27 年の本県における 15 歳以上就業者のうち、第 1 次産業（農業、林業、漁業）に就業する者が 2.6%、第 2 次産業（鉱業、建設業、製造業）に就業する者が 32.6%、第 3 次産業（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務）に就業する者が 61.1%となっています。

15 歳以上就業者数を昭和 50 年以降の年次別推移でみると、第 1 次産業は就業者数が大きく減少してきていますが、逆に第 3 次産業は就業者数が増加傾向にあります。平成 27 年には第 2・3 次産業の就業者が 90%以上を占めるに至っています。

若者の就業者（15～29 歳）についてみると、平成 27 年には、第 1 次産業が 0.7%、第 2 次産業が 30.6%、第 3 次産業が 63.8%となっています。

若者の就業者数の 15 歳以上就業者総数に占める構成比は減少傾向にあり、昭和 55 年には 24.0%を占めていたのが、平成 27 年には 16.4%となっています。

さらに、当該就業者数を産業別にみた場合、昭和50年以降、第 1・2 次産業の就業者数は減少傾向を示しています。第 3 次産業の就業者数は、昭和55年以降、増加傾向を示しています。

第5-1-3表 就業者数の割合の推移（15～29歳）

産業	年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全産業									
15歳以上就業者総数(人)		520,211	555,535	600,978	654,947	669,487	680,478	673,612	677,976
15～29歳就業者数(人)		124,652	123,817	136,459	155,853	158,547	139,149	122,932	111,130
15～29歳就業者率(%)		24.0	22.3	22.7	23.8	23.7	20.4	18.2	16.4
第1次産業									
15歳以上就業者数(人)		60,961	46,399	34,527	33,047	23,518	25,145	18,548	17,935
15歳以上就業者率(%)		11.7	8.4	5.7	5.0	3.5	3.7	2.8	2.6
15～29歳就業者数(人)		2,031	1,199	735	663	769	751	677	791
15～29歳就業者率(%)		1.6	1.0	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7
第2次産業									
15歳以上就業者数(人)		208,216	229,897	255,076	267,257	259,531	234,322	220,587	220,904
15歳以上就業者率(%)		40.0	41.4	42.4	40.8	38.8	34.4	32.7	32.6
15～29歳就業者数(人)		51,950	51,919	59,978	66,971	62,058	45,269	38,445	34,041
15～29歳就業者率(%)		41.7	41.9	44.0	43.0	39.1	32.5	31.3	30.6
第3次産業									
15歳以上就業者数(人)		250,556	278,104	309,539	352,168	378,477	411,386	400,229	414,488
15歳以上就業者率(%)		48.2	50.1	51.5	53.8	56.5	60.5	59.4	61.1
15～29歳就業者数(人)		70,582	70,428	75,095	87,438	92,719	90,451	76,015	70,910
15～29歳就業者率(%)		56.6	56.9	55.0	56.1	58.5	65.0	61.8	63.8
分類不能									
15歳以上就業者数(人)		478	1,135	1,836	2,475	7,961	9,625	34,248	24,649
15～29歳就業者数(人)		89	271	651	781	3,001	2,678	7,795	5,388

(資料) 総務省統計局「国勢調査」より

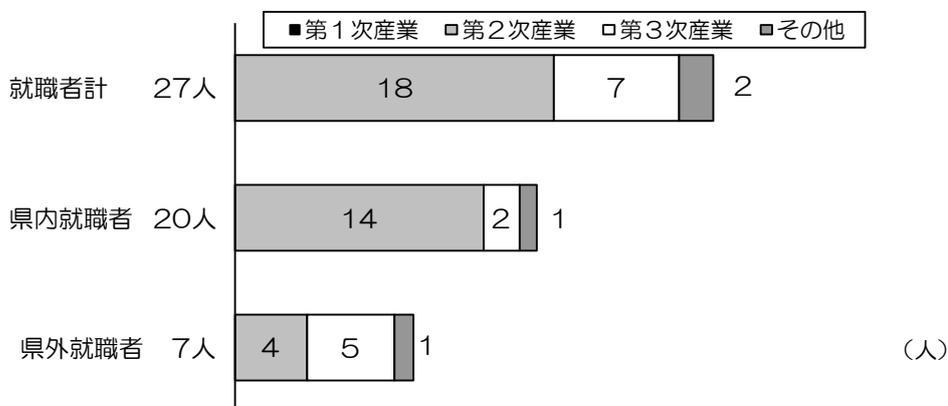
第2節 就職・離職等の状況

1. 新規学卒者の就職状況

(1) 中学校

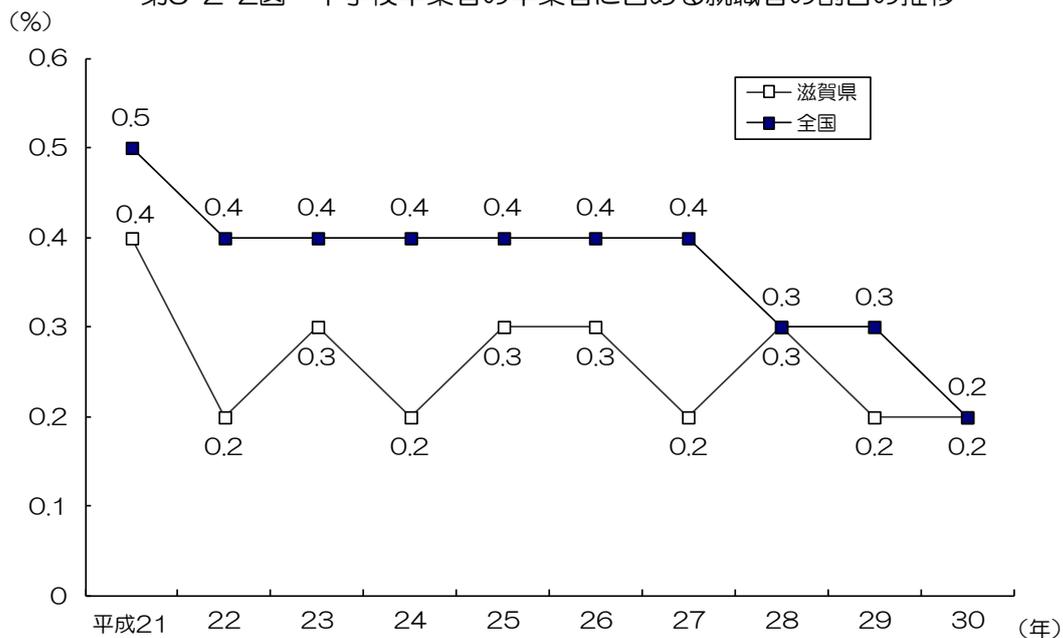
平成30年3月の中学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は23人（男子17人、女子6人）で、進学就職者（高等学校等に進学しながら就職している者）は6人（男子5人、女子1人）でした。臨時的な雇用者を除く就職者総数は27人（男子20人、女子7人）となり、卒業者に占める就職者の割合は0.2%で、前年度と同率でした。これらを産業別にみると第1次産業0人、第2次産業18人（66.7%）、第3次産業7人（25.9%）、その他2人（7.4%）となっています。

第5-2-1図 産業別就職者数（中学校）



（資料）滋賀県県民生活部統計課「平成30年度学校基本調査」より

第5-2-2図 中学校卒業者の卒業者に占める就職者の割合の推移



（資料）滋賀県県民生活部統計課「学校基本調査」より

2. 離職状況

中学校および高等学校、大学卒業者の離職状況をみると、新規学卒者のうち就職後1年間の離職率は、平成29年3月卒業者の場合、中学校卒業業者では36.1%、高等学校卒業業者では17.1%、大学卒業業者では11.5%となっています。

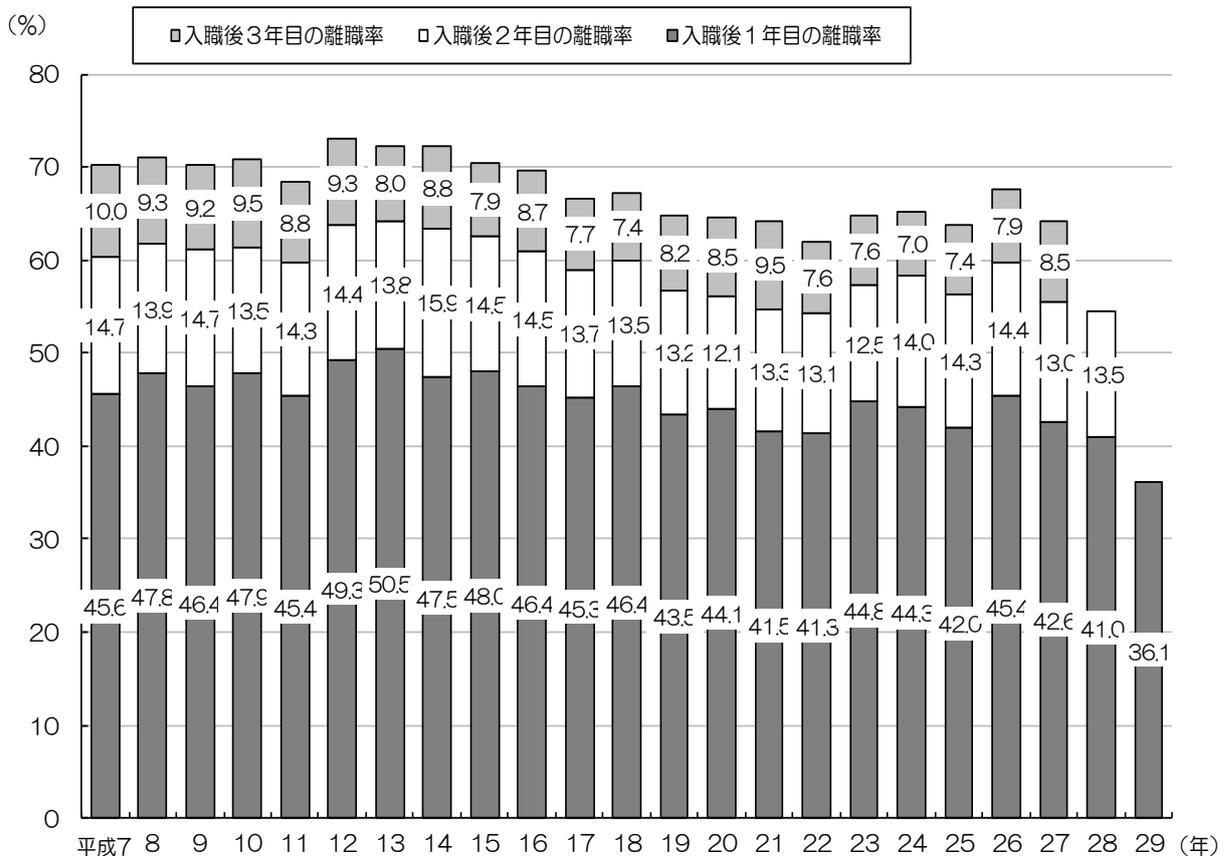
また、平成27年3月卒業者の就職後3年間の動きをみると、中学校卒業業者の離職率は1年目42.6%、2年目13.0%、3年目8.5%（累計64.1%）となっています。

高等学校卒業業者の離職率は、1年目18.2%、2年目11.6%、3年目9.6%（累計39.3%）となっています。

大学卒業業者の離職率は、1年目11.9%、2年目10.4%、3年目9.5%（累計31.8%）となっています。

中学校卒業業者、高等学校、大学卒業業者のいずれも就職後1年目に離職する率が高く、また、就職後3年間で離職する者の割合は、概ね中学校卒業業者で6割、高等学校卒業業者で4割、大学卒業業者で3割となっています。

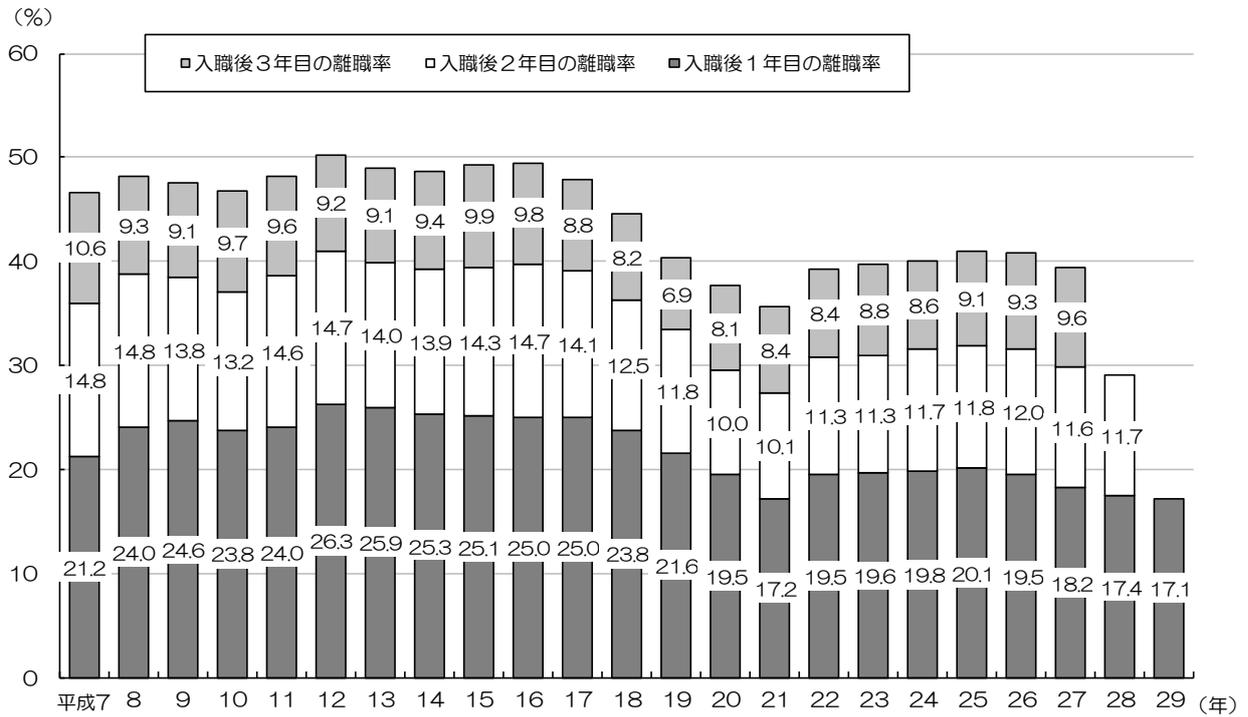
第5-2-5図 中学校卒業業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

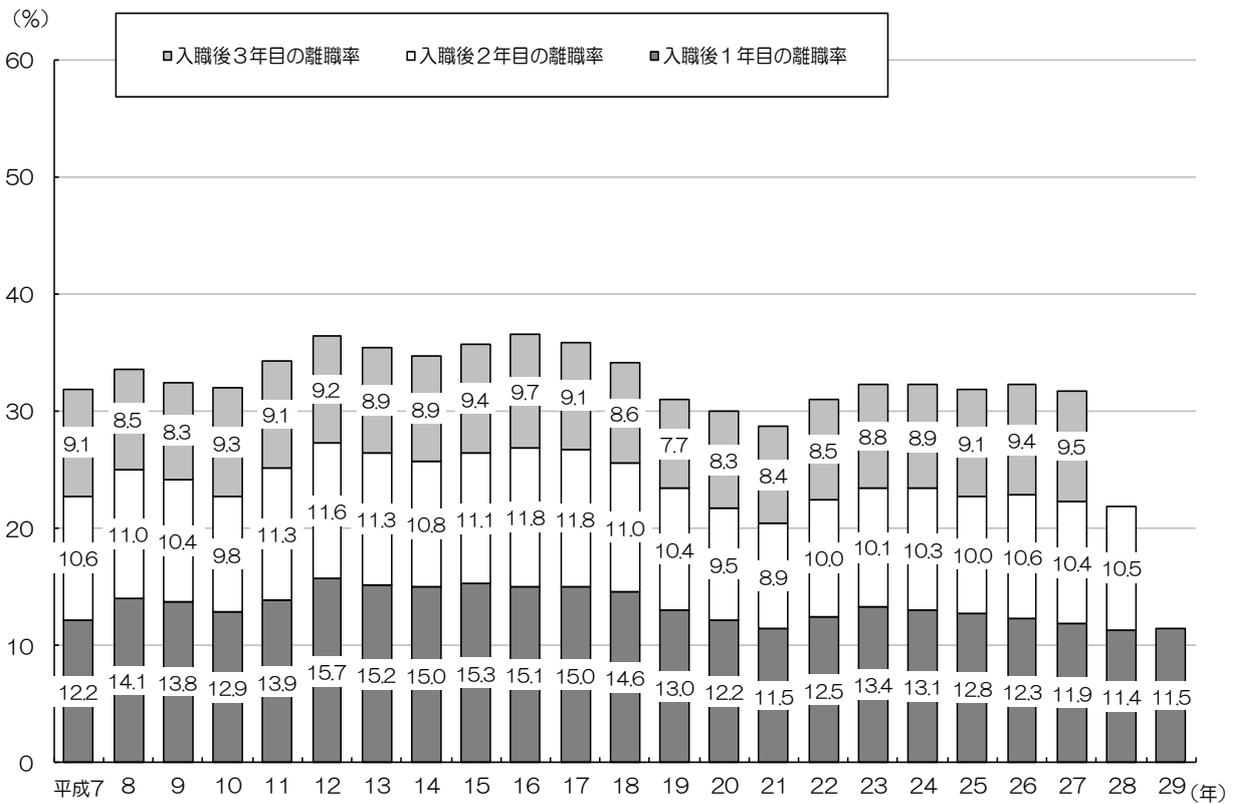
第5-2-6図 高等学校卒業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

第5-2-7図 大学卒業者の離職状況（全国）



(備考)各年3月卒

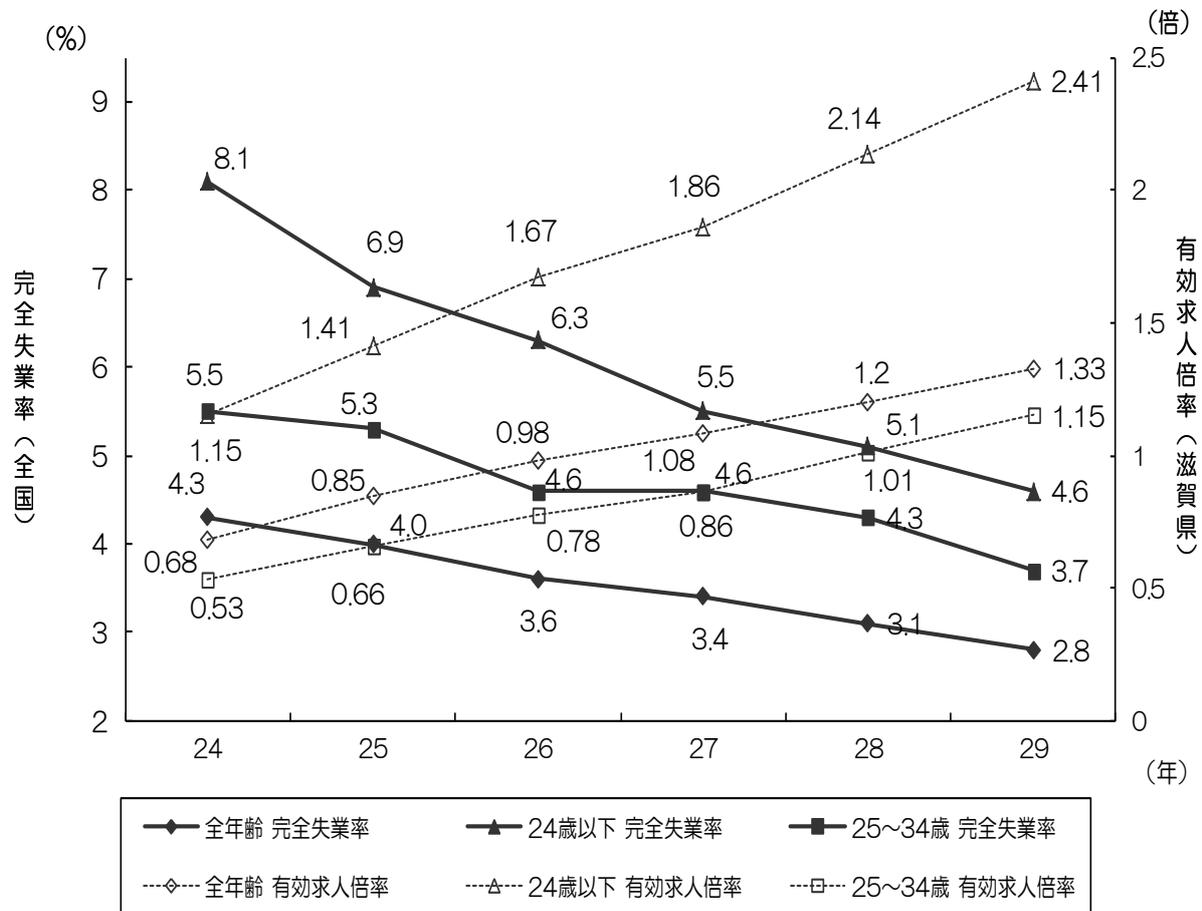
(資料)厚生労働省「新規学卒者の離職状況」より

3. 失業状況

全国の完全失業率は、近年、減少傾向にあり、平成 29(2017)年は 2.8%と、前年比 0.3 ポイント減少しました。滋賀県の有効求人倍率（原数値）についても、平成 27(2015)年度に 1.08 倍と 1.0 倍を超え、平成 29(2018)年度は 1.33 倍と大幅に改善しました。

若年者についてみると、24歳以下の有効求人倍率は全年齢平均よりも高く推移していますが、完全失業率は低下しているものの全年齢平均より高くなっており、若年者の雇用のミスマッチが生じています。

第 5-2-8 図 有効求人倍率（滋賀県）および完全失業率（全国）推移



(備考) 有効求人倍率の年度値は、全年齢は月平均、年齢別は10月の数値

(資料) 滋賀労働局職業安定部「職業安定業務月報」、総務省統計局「労働力調査」より

第3節 労働条件

1. 賃金

(1) 所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

「平成29年賃金構造基本統計調査」により、県内の男女別の給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-1表 県内男女別・産業別所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

単位（千円）

		産業計		建設業		製造業		卸売業、小売業		金融業、保険業		サービス業	
		所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
平成24年	男	320.8	1,039.2	342.5	792.5	327.9	1,185.7	311.7	837.6	408.5	1,710.4	246.7	413.1
	女	229.8	579.1	211.8	604.1	216.6	630.5	199.7	364.3	286.6	987.2	187.2	253.3
平成25年	男	324.4	1,040.5	338.4	892.2	327.1	1,171.4	307.8	819.8	426.0	1,772.7	267.2	557.4
	女	229.2	601.8	205.8	505.1	219.1	633.0	211.1	457.5	251.2	783.5	211.5	548.0
平成26年	男	319.5	955.6	330.6	752.5	323.9	1,056.5	315.8	835.5	417.1	2,044.9	256.3	510.4
	女	227.2	545.9	230.2	480.6	214.0	539.5	217.4	374.5	272.9	983.6	198.4	285.8
平成27年	男	316.1	918.7	335.2	512.0	313.7	1,005.6	320.6	986.6	420.2	2,100.7	261.5	530.4
	女	233.6	559.6	221.1	435.5	221.0	553.1	206.2	428.5	271.7	983.4	192.5	262.2
平成28年	男	325.0	1,108.9	316.7	694.5	330.8	1,278.3	312.0	890.0	400.8	1,847.8	253.5	477.0
	女	228.5	576.5	236.6	389.9	219.6	598.8	212.2	410.0	271.7	1,067.7	191.6	254.9
平成29年	男	323.2	1,021.0	348.2	1,010.7	336.2	1,243.6	320.9	1,059.4	419.0	2,061.1	231.0	254.6
	女	234.5	558.0	241.9	555.3	225.6	627.8	216.0	489.3	270.5	864.3	198.6	197.1

（資料）厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」より

注1) 所定内給与額とは、決まって支出する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

注2) サービス業は、サービス業全体平均が算出されていないため、ここでは「サービス業(他に分類されないもの)」を示した。

(2) 初任給

「平成29年賃金構造基本統計調査」により、学歴別・男女別の初任給は、下表のとおりとなっています。

第5-3-2表 県内男女別・学歴別初任給

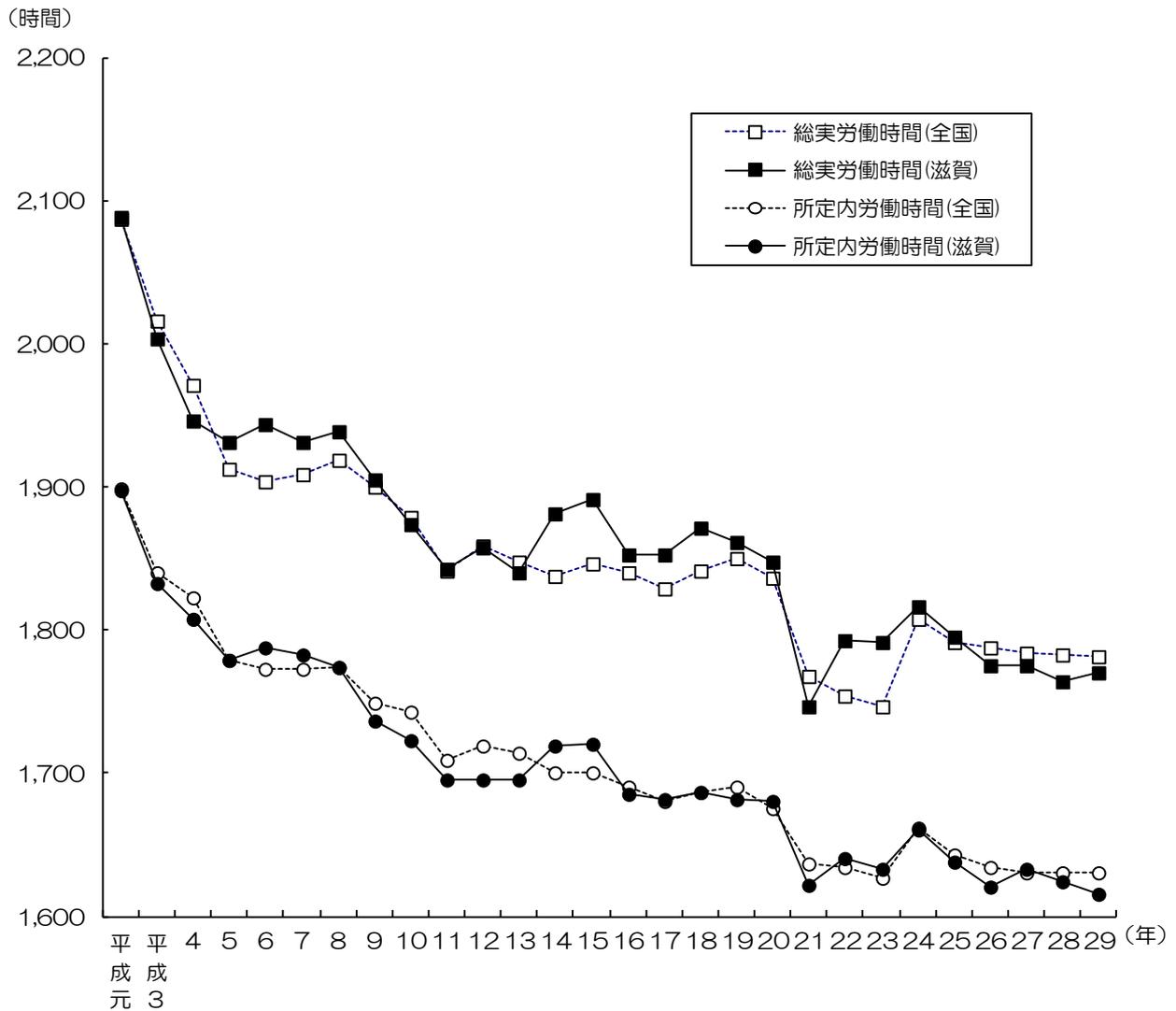
		大卒		高専・短大卒		高卒	
		初任給額 (千円)	格差 (東京=100)	初任給額 (千円)	格差 (東京=100)	初任給額 (千円)	格差 (東京=100)
平成24年	男	201.4	96	178.1	98	162.8	99
	女	197.1	96	170.6	97	155.6	94
平成25年	男	191.7	91	170.1	94	161	97
	女	188.1	92	171.7	94	156.5	96
平成26年	男	197.1	92	174.7	94	162.7	97
	女	186	89	177.0	96	157.4	93
平成27年	男	197.1	93	173.7	94	162.9	89.8
	女	191.9	92.8	172.2	93	155.5	91.2
平成28年	男	203.6	95.5	179.2	94.5	165	94.2
	女	197.5	94.6	164.7	85	159.6	93.9
平成29年	男	202.3	93.1	175.6	93.7	166.3	95.6
	女	193.9	91.5	173.1	91.7	161.9	95.3

（資料）厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」より

2. 労働時間

平成29年における県内の勤労者の労働時間の状況を「毎月勤労統計調査」で見ると、全産業平均の年間総実労働時間は1,770時間となりました。

第5-3-3図 年間労働時間の推移（全国・滋賀県）



(備考) 事業所規模30人以上

(資料) 厚生労働省、県県民生活部統計課「毎月勤労統計調査」より

第4節 ニート

1. ニートの定義

「ニート（NEET）」とは、1999年にイギリス内閣府が作成した調査報告“Bridging The Gap”により、認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15歳から34歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています（すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる）。

若年労働者に職業能力が蓄積されず、社会全体の競争力・生産性が低下する要因ともなることから、ニート対策は、若年者就労支援の課題の一つとなっています。

2. ニートの状況

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、労働力調査および就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

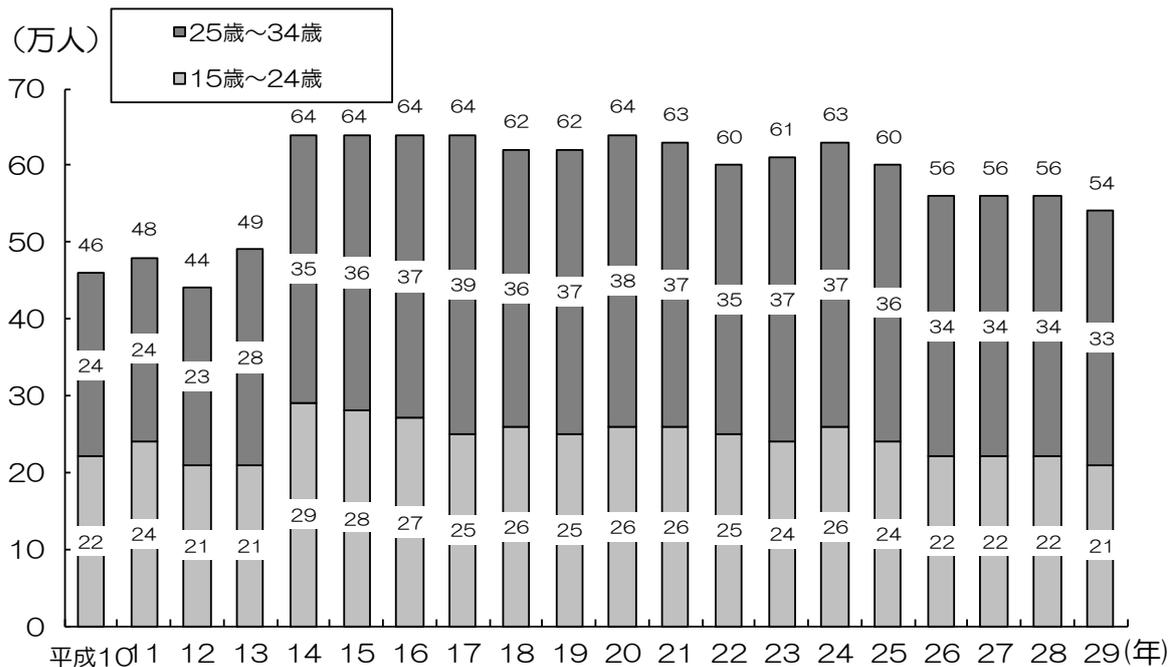
(1) 全国のニートの状況

平成29年 54万人（総務省統計局「労働力調査」より）

(2) 滋賀県のニートの状況

平成29年 約6,000人（総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」より）

第5-4-1図 ニート数の推移（全国）



（資料）総務省統計局「労働力調査」より
（四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない）